

改正労働者派遣法に基づき、マージン率（※）等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等（2025年度）

派遣先事業所数：2社

労働者派遣に関する料金等の平均（1日8時間あたり）：27,800円

派遣労働者の賃金平均額（1日8時間あたり）：17,048円

マージン率：38.68%

（※）派遣先より株式会社 レバレジに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率と言います。マージンに含まれる費用は、以下の通りです。

法定福利費	健康保険料(介護・子ども子育て支援金含む)、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
会社運営経費	事業運営にあたる管理事務スタッフの件数・事務所費・健康診断費・有給休暇・退職金・採用活動費・求人広告費、諸費用等の運営費

派遣労働者数（2026年6月1日）：12名

2. 教育訓練に関する事項

労働者派遣法に準じて行われる全ての社内外教育については、下記の通りです。

- ① 社会人基礎教育 ② ビジネススキル教育 ③ IT基礎教育等

3. 労使協定の有無及び範囲：労使協定を締結しているすべての派遣労働者（協定書の有効期間終期 2027年3月31日）